

別記様式3 令和8年度 指名停止等の運用状況一覧表

番号	業者名	本社所在地	指名停止期間	措置要領適用条項	該当事項	指名停止の理由	指名停止地域
1	丸友開発（株）	静岡県浜松市	8年4月2日 から 8年5月1日 (1ヶ月)	別表第2第13号	建設業法違反行為	当該業者は、静岡県磐田市内の民間発注工事ほか15件の工事において、建設業法第26条第3項の規定に違反し、その現場に専任の主任技術者等でなければならない者を、他の現場の主任技術者等として兼務させていた。このことが、建設業法第28条第1項第2号に該当するとして、令和8年2月17日、静岡県知事より指示処分を受けた。	東京都、神奈川県、埼玉県、群馬県、千葉県、茨城県、栃木県、山梨県、静岡県、長野県、新潟県